

# 知財情報局

6月号

## クアルコムとブロードコムの特許係争、ついに和解合意、特許契約締結

米クアルコムと米ブロードコムは4月26日、両社間の世界中での特許係争に関して和解合意に達し、特許契約を結ぶと発表した。和解合意に伴い、米国の連邦地裁や国際貿易委員会（ITC）、EUの欧州委員会、韓国の公正取引委員会などへの提訴や申し立ては取り下げられる。

今回の和解合意のもとで、両社は、お互いの特許ポートフォリオに関して、一定の権利を与えあう。さらに、クアルコムは4年間で、8億9100万ドルの金額をブロードコムに支払い、そのうちの2億ドルは今年4-6月期に支払うとしている。（※）

（※）の続き

なお、合意条件は、クアルコムの3G（CDMA2000、WCDMA、TD-SCDMA等）および4G（LTE、WiMAX等）技術のライセンス収入モデルに影響を与えることはないとしている。今回の合意には、以下の条件が含まれている。

- ・両社はお互いに、それぞれのIC製品、特定の製品およびサービスに関しては特許権を主張しない。
- ・ブロードコムは、携帯電話用のクアルコムのIC製品に関しては、クアルコムの顧客に対して特許権を主張しない。
- ・携帯電話用以外のクアルコムのIC製品に関しては、クアルコムの顧客は、ブロードコムの特許権に関する何の権利も付与されない。
- ・クアルコムは、携帯電話用以外のブロードコムのIC製品に関しては、ブロードコムの顧客に対して特許権を主張しない。
- ・携帯電話および関連装置用のブロードコムのIC製品に関しては、ブロードコムの顧客は、クアルコムの特許権に関する何の権利も付与されない。

クアルコムのポール E. ヤコブCEOとブロードコムのスコット A. マグレガーCEOは、「今回の解決は、両社と、両社の顧客、パートナー、業界全体にとって前向きなものと確信している」と述べている。

## 越後製菓、「切り餅」の特許侵害で

### 佐藤食品工業を提訴

側面に切り込みを入れた「切り餅」の特許を侵害されたとして、食品メーカーの越後製菓が3月11日付けで、「サトウの切り餅」で知られる佐藤食品工業に対して、侵害製品の製造販売の差し止めと、損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提起した。佐藤食品工業は4月22日、この事実を発表した。

越後製菓は、切り餅の側面に長手方向の切り込みを入れることで、加熱時の内部膨張による噴き出しをコントロールする切り餅の特許を2002年10月に出願し、2008年4月18日に特許第4111382号として登録された。この特許を「サトウの切り餅」が侵害しているとして、製造・販売の差し止めと約14億8000万円の損害賠償を求めている。

一方、佐藤食品工業は、側面の一部に加え上下の広い面に十字の切り込みを入れる切り餅を製造しているが、これに関する特許は2003年7月に出願され、2004年11月に特許第3620045号として登録されている。佐藤食品工業は、発表の中で、同社製品は越後製菓の特許を侵害するものではなく、今後、裁判で同社の正当性を主張していくとしている。

## JASRAC、公正取引委員会に対して

### 排除措置命令の取消し求める審判請求

日本音楽著作権協会（JASRAC）は4月28日、放送事業者と結んでいる楽曲の「包括徴収契約」が同業他社の参入を制限しているとして、公正取引委員会から2月27日付けで受けた排除措置命令に関して、命令の全ての取り消しを求める審判請求を申し立てたと発表した。

JASRACは、排除措置命令が、著作権と著作権管理事業の本質と日本の著作権管理事業者が置かれている現状を理解しないまま、私人間の交渉事項（市場）に介入するもので、大局的に、権利者だけでなく利用者の利益をも害するものと考えられるとして、以下のような主張をおこなっている。

(1) 代替可能な商品・役務とは異なり音楽の著作物は基本的に代

替性を欠くこと。

- (2) 放送事業者が放送使用料の追加的な発生回避のため、他の管理事業者の管理楽曲を利用しないことはなく、利用しないと考える合理性がないこと。
- (3) 包括契約と個別契約それぞれ存在理由があり、また、包括契約は諸外国の殆どすべての著作権管理団体で採用されていること。
- (4) 包括徴収使用料に他の管理事業者分が含まれていないこと。また、このことは管理事業法の施行又は他の管理事業者参入前後で変わらないこと。
- (5) 包括契約対象のJASRAC管理楽曲数は一定ではなく、年々増大していること。
- (6) 日本の放送使用料は、国際的にみて極めて低い水準で、諸外国の著作権管理団体からの求めで、その改善に取り組んでいる最中であること。

その上でJASRACは、「本件について、排除措置命令という方法ではなく、公正取引委員会との協議を通じて実行可能で効果のある徴収方法を検討することが適当である」として、審判で、権利者と利用者双方の利益に資する著作権管理事業のあり方という観点を中心に、JASRACの考え方を説明し、公正な判断を求めていくとしている。

## 中国、ITセキュリティ製品の強制認証

### 1年実施延期し政府調達品に限定

中国の国家認証認可監督管理委員会は4月29日、今年5月からとしていたIT製品のソフトウェア情報の強制認証制度を、予定通り5月1日から開始するものの、実際の適用は1年延期すると発表した。また、対象も政府が調達する製品に限定するとしている。

この制度は、「ITセキュリティ製品の強制認証制度」と呼ばれ、具体的には、制度が対象とするIT製品については、機器を制御するプログラムのソースコードの開示が義務付けられる。対象製品は、開示されたソースコードに基づく試験と認証機関による検査に合格しないと、中国での製造や販売が出来なくなる。

対象となる製品は、マイクロコンピュータなどのOS、ルーター、インテリジェント・カード、コンピューターのデータバックアップ及び復元用ソフト、データベース・システム、迷惑メール防止製品、不正アクセス侵入探知システム、ネットワーク監視システムなど13品目となっている。

日、米、欧の各国の政府と企業は、この制度に関して、機密性の高い情報の開示が必要で、知的財産権が侵害される恐れがあるとして、その撤回を強く求めており、日本は、麻生首相と温家宝首相の日中首脳会談でも、中国側にあらためて撤回を求めた。

## 中国ドラマのCS放送放映

### 著作権侵害として差し止め、東京地裁

中国のテレビドラマ「苦菜花」を無断で日本のCS放送で放映されたとして、ドラマの著作権を有する北京赤東文化伝播公司（北京赤東）が、日本のCS放送会社亜太メディアジャパン（亜太）と衛星通信事業者スカパーJSAT（スカパー）に対し、放映の差し止めと損害賠償を求めていた著作権侵害訴訟で、東京地裁は4月30日、著作権侵害を認めて、亜太に対してドラマの放映差し止めと135

万円を支払いを命ずる判決を下した。但し、スカパーには過失は認められないとして、損害賠償も命じなかった。

「苦菜花」は、中国では、ドラマを制作し著作権を有していた北京華録が2004年6月に放送会社の湖南影視と「放送権譲渡契約」を結び、湖南影視を通じて放映された。その後の2005年3月、北京華録は「苦菜花」を含む6本のドラマの日本、韓国、シンガポール、マレーシアの「著作権譲渡契約」を北京赤東と結んでいる。

一方、亜太は香港のCS放送事業者 ASIA PACIFIC MEDIA (亜太メディア)の日本子会社で、中国の湖南影視と2004年9月に「番組提携契約」を結び、湖南影視の番組などを日本の785チャンネルを通じて放送してきた。

亜太は、北京華録と湖南影視の「放送権譲渡契約」の記載が「湖南地区の無線、有線、衛星放送を含む」であることから、他の地域放送を特段除外しておらず、湖南影視は日本の放送権も有していると主張。「苦菜花」の放送権は二重譲渡されており、亜太は著作権侵害を問われないと主張していた。

しかし、東京地裁の大鷹裁判長は、「放送権譲渡契約」による湖南影視の放送権の範囲は衛星放送も「含めて」湖南地区に限定されており、亜太は日本での放送権を有していないとして、著作権侵害を認め、亜太に対し放映差し止めと135万円の賠償金支払いを命ずる判決を下した。

スカパーに関しては、北京赤東は、注意義務があったとして過失責任を主張し、損害賠償を求めていたが、大鷹裁判長は、事前警告等はなかったため、スカパーに著作権侵害確認義務はなかったとして、過失を認めず損害賠償も理由がないとした。

【詳細】平成20(ワ)3036 損害賠償等請求事件  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20090511103346.pdf>

## 米連邦裁、グーグルブック検索訴訟 和解案の除外期限を4カ月延長

米連邦裁判所は4月28日、グーグルブック検索をめぐる著作権侵害集団訴訟の和解案について、著作権者が和解に参加しないと意思表示する除外期限を9月4日まで延期した。除外期限は当初5月5日だったが、米グーグル、米作家協会および出版社協会から60日間の延長要請が出されていた。

なお、この延期にともない、米連邦裁が和解案を承認するか検討する最終公聴会の開催日も6月11日から10月7日に延期された。

【参考】グーグルブック検索訴訟和解が日本の著作権者にも影響  
[http://news.braina.com/2009/0226/judge\\_20090226\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2009/0226/judge_20090226_001_.html)

## 日本人作家ら180人 グーグルブック検索訴訟和解から集団離脱

日本ビジュアル著作権協会(JVCA)は4月30日、都内で記者会見を開催し、米国のグーグルブック検索をめぐる著作権侵害訴訟の集団和解案に関して、所属する著作権者180名が離脱したと発表した。

離脱者には、谷川俊太郎(詩人)、三木卓(芥川賞作家)、ねじめ正一(小説家)、藤原英司(動物学者)、富山和子(環境評論家)など、様々な分野で文筆活動を行なっている著作権者が含まれている。

JVCAは、和解の枠組みとは別に、グーグルと交渉を進める予定で、除外期限が延期されたこともあり、JVCA会員以外の著作権者や団体、出版社等にも、広く和解離脱を呼びかけ、希望する著作権者・団体等の受け皿として活動していくとしている。また、JVCA公式ホームページ内に専用の特集サイトを設け、あらゆる情報を全面開示し、アメリカ側との交渉も逐一公開していくという。

JVCAでは、今回の和解案は一部でも同意をすれば、今後和解案に拘束されることになるにもかかわらず、重要事項が多く含まれる和解案を検証し、答えを出すには、当初の回答期限5月5日まではあまりに時間がなく、また、和解案は、米国の中だけでまとめられ、日本の著作権者、出版関係者の意見はまったく入っていないことから、和解回答期限に拘束されず、あらためてグーグルの行為を検証し、きちんとした交渉を行なっていきたいと考え、和解からの離脱という結論に至ったとしている。

記者会見では、一連の問題に対して代理人を務める鈴木淳司カリフォルニア州弁護士が「日本では和解から離脱して訴訟するとすごいお金がかかるという論調だがそうではない。目指すところは別に白黒つけるとか言う話ではなく、和解案をどれだけ日本の著作権者に納得できる形にできるかがポイント」と、今回の和解離脱の意味を説明。「アメリカ国内でも反発が強く、ドイツでは1000人以上が和解から離脱した。和解から離脱しても何も失うものはない。あとで和解に加わることも出来るので、フレキシブルに考えて欲しい」として、日本でも幅広く「和解離脱」の輪が広がるよう呼びかけた。

JVCAは、様々な問い合わせが事務局にきているとして、5月下旬に東京都内でセミナーを開催する予定で、後日広報するとしている。なお、JVCAとは別に、日本文芸家協会は、米グーグルに対する抗議声明を、期限延期発表前の4月15日に発表しているが、その時点では、「和解案には強い反対意見を有するが、当面の最低限の防衛策として、会員には和解案に応じた上で、個々のデータ削除要求を選択するよう勧める」としていた。

【参考】JVCA Google書籍検索DB著作権侵害特集サイト  
<http://www.jvca.gr.jp/tokushu/google09.html>

## その他

(1) 特許庁、今後のあり方についてのビジョン策定

【参考】特許庁ビジョン

～「変化に柔軟に対応し、変わることに躊躇せず、活き活きと仕事をする特許庁をめざします」～

[http://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/tokkyo\\_vision.htm](http://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/tokkyo_vision.htm)

(2) 特許庁、海外の知財侵害対策などの

マニュアルや判例・事例集の最新版公表

【参考】模倣対策マニュアル

(韓国編、中国編、中東編、台湾編別冊など)

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm>

【参考】知的財産権侵害判例・事例集

(韓国編、中国編など)

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jirei/jirei.htm>

(3) 特許庁、月刊広報誌「WEBとつきよ」発行開始

～毎月25日(土・日・祝日除く)に発行～

【参考】特許庁広報誌「WEBとつきよ」

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/info\\_web\\_tokkyo.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/info_web_tokkyo.htm)

(4) 特許庁、「ココがポイント!知財戦略コンサルティング」公表

～弊社代表 弁理士 佐原雅史も執筆～

[http://news.braina.com/2009/0501/move\\_20090501\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2009/0501/move_20090501_001_.html)

【参考】ココがポイント!知財戦略コンサルティング

～中小企業経営に役立つ10の視点～

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/tizai\\_point.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/tizai_point.htm)

(5) FTC、ラムバス提訴をすべて取り下げ

[http://news.braina.com/2009/0515/judge\\_20090515\\_002\\_.html](http://news.braina.com/2009/0515/judge_20090515_002_.html)

## コラム 社外研修のご報告



私たち、㈱プライナでは、外部から講師の先生に来ていただいて社外研修を行っています。

今年は、㈱社員教育研究所の染野先生に来ていただき、挨拶、言葉使い、態度、身だしなみ、順序やコミュニケーション等についての基本的な考え方を学んでいます。

この外部研修は、今年から始めた試みで、毎月1回のペースで全6回行います。毎回の講義は、非常に分かりやすく、ためになることばかりです。

少しずつですが、役員や従業員の意識が変わってきているように感じます。今後は、教えて頂いたことを、お客様のため、また社会の役に立つように、日常の業務や行動に移していきたいと考えています。